

10月1日から始まります

幼児教育・保育の無償化

【問い合わせ】

子ども支援課 ☎ 0187-63-1111 内線 103

対象施設と無償化の内容

施設・事業		3歳児～5歳児	0歳児～2歳児
幼稚園 認定こども園	教育(1号認定)	全額無償	—
	預かり保育(※1)	月額11,300円を上限に無償	—
認定こども園	保育(2・3号認定)	全額無償	市民税非課税世帯のみ 全額無償
認可保育所、地域型保育施設		全額無償	市民税非課税世帯のみ 全額無償
認可外保育施設等(※1) (認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)		月額37,000円を上限に無償	市民税非課税世帯のみ 月額42,000円を上限に無償
企業主導型保育施設		標準的な利用料として示されている額(※2)を上限に無償 (0歳児～2歳児は、住民税非課税世帯のみ)	

※1すでに1号認定を受けている子どもが、保育の必要な世帯が預かり保育を利用する場合や、保育が必要な子どもが認可外保育施設を利用している場合は、市から「**保育の必要性の認定**」を受けることが必要です。

認定手続きについては、子ども支援課にお問い合わせください。

※2利用料は、各利用施設にお問い合わせください。

○すでに1号・2号・3号認定を受けていて、現在、幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設を利用している子どもは、新たな手続きは不要です。

○幼児教育・保育の無償化の対象は「**保育料**」です。給食(副食)費は、別途実費負担となりますので、ご了承ください。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもと、市民税非課税世帯

に属する0歳児から2歳児の子どもは、保育料が10月1日から無料になります。

ですが…

実費負担部分の免除・助成制度があります！



対象者は免除！

所得に応じて給食(副食)費を免除します

次のいずれかに該当する方が対象です。

①年収360万円未満相当世帯の子ども ②第3子(※)以降の子ども(所得制限なし)

※所得により、第3子のカウント方法が異なります。詳細は問い合わせください。

支援内容を拡充、給食(副食)費も助成対象にします

すこやか子育て支援事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するために県と市が就学前の子どもの保育料などを助成する制度です。

国の給食(副食)費の見直しを踏まえ、これまでのすこやか子育て支援事業が拡充され、10月からは副食費も助成の対象になります。

◆対象/幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児～5歳児の副食費(世帯年収約360万円以上、所得制限なし)

◆助成額/下表のとおり

世帯年収約 640 万円未満(※1)	世帯年収約 640 万円以上(※1)
副食費(※2) × 助成率 1/2	副食費(※2) × 助成率 1/4(※3)

※1世帯年収は目安であり、市民税所得割額により助成率が決まります。

※2助成対象となる副食費の上限は、月額4,500円。給食(副食)費は施設ごとに異なります。

※3ひとり親世帯は、助成率1/2

平成28年4月2日以降に第3子が生まれた世帯の第2子以降および平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降は、全額助成となります。

支援内容を拡充！

